

生活支援情報

◎ふれあい相談

10:00～15:00 高梁総合福祉センター
心配ごと相談・高齢者サービス相談 12月19日(木)
 1月16日(木)
福祉総合相談 毎週月～金曜日(祝日は除く)
 ※各相談窓口において随時相談に応じます。

■問い合わせ・相談予約
 高梁市社会福祉協議会地域福祉課 (☎22)7243)
 有漢支所 (☎57)3218) 成羽支所 (☎42)2005)
 川上支所 (☎46)9770) 備中支所 (☎45)3131)

◎人権擁護委員によるなやみごと相談

12月24日(火) 9:00～12:00 松原町コミュニティハウス
 1月7日(火) 9:00～12:00 市役所別館第4会議室
 1月9日(木) 9:00～12:00 川上総合学習センター
 ■問い合わせ 岡山地方法務局高梁支局 (☎22)2318)

◎法律相談(予約制)

1月14日(火) 13:00～16:00 市役所別館第5会議室
 ■問い合わせ・申し込み 市民課市民係 (☎21)0254)

◎行政相談

12月20日(金) 10:00～15:00 成羽総合福祉センター
 1月6日(月) 9:00～12:00 市コミュニティプラザ
 1月9日(木) 9:00～12:00 川上総合学習センター
 1月15日(水) 9:00～12:00 有漢保健センター
 1月17日(金) 10:00～15:00 成羽公民館吹屋分館
 ■問い合わせ 市民課市民係 (☎21)0254)
 各地域局地域振興課住民・まちづくり係

◎司法書士相談

1月10日(金) 10:00～12:00 有漢保健センター
 10:00～12:00 川上総合学習センター
 10:00～12:00 備中総合センター
 ■問い合わせ 市民課市民係 (☎21)0254)

◎消費生活相談

12月17日(火) 10:00～15:00 市役所分庁舎会議室A
 1月21日(火) 10:00～15:00 市役所分庁舎会議室A
 ■問い合わせ 市民課市民係 (☎21)0254)

◎職業相談

月～金 8:30～17:15 高梁公共職業安定所
 ■問い合わせ 高梁公共職業安定所 (☎22)2291)

備北保健所からのお知らせ

※下記の検査や相談はすべて予約制です。

病態栄養相談 1月9日(木) 10:00～11:00
精神保健福祉相談 12月18日(水) 14:00～15:00
 1月15日(水) 14:00～15:00
 1月24日(金) 14:00～15:00
エイズ・性感染症検査 12月25日(水) 13:00～14:00
B型・C型肝炎検査 1月22日(水) 13:00～14:00
骨髄ドナー検査登録 12月25日(水) 13:00～14:00
 1月22日(水) 13:00～14:00

■問い合わせ・予約先 備北保健所備北保健課 (☎21)2836)

お知らせ

健康ポイントカードの提出をお願いします

健診受診率の向上や健康度アップを目指して、市民の皆さんがポイントを楽しく集めている「健康ポイントカード」は100ポイントたまりましたか？
 100ポイントたまったら、カードの提出をお願いします。

- 皆さんから提出されたポイントは、幼稚園などの子どもたちに贈る絵本となります。
- ◆①提出できるポイントカード…1枚100ポイント(まつ姫印が10個)あること
 - ②提出期日…2月28日(金)
 - ③提出先…健康づくり課・各地域局または各地域市民センター

■問い合わせ 健康づくり課健康増進係 ☎21)0267

休日当番医

※休日当番医が変更になる場合がありますので、受診前に電話でご確認ください。

月 日	医療機関名(所在地)	電話番号	月 日	医療機関名(所在地)	電話番号
1月1日(水)	まつうらクリニック(成羽町) 有漢診療所(有漢町)	☎42)2315 ☎57)3141	1月12日(日)	成羽病院(成羽町)	☎42)3111
1月2日(木)	池田医院(中間町) 備中整形外科病院(成羽町)	☎22)2244 ☎42)4311	1月13日(月)	池田医院(中間町) 野村医院(巨瀬町)	☎22)2244 ☎25)0003
1月3日(金)	高梁整形外科医院(本町) 備中診療所(備中町)	☎22)1531 ☎45)9001	1月19日(日)	仲田医院(落合町) 有漢診療所(有漢町)	☎22)0511 ☎57)3141
1月5日(日)	備中整形外科病院(成羽町) 三村医院(巨瀬町)	☎42)4311 ☎25)9010	1月26日(日)	高梁中央病院(南町)	☎22)3636

お知らせ

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受ける人へ

柔道整復師の施術を受ける場合、国民健康保険が使える場合と使えない場合がありますのでご注意ください。

保険が使える場合	保険が使えない場合
①急性または亜急性(急性に次ぐもの)、外傷性の打撲、捻挫、肉離れなど ②骨折、脱臼 ※医師の同意が必要ですが、応急手当後の施術は医師の診察を受けた上での同意が必要です。	①疲労や年齢からくる肩凝り、腰痛等の体調不良 ②スポーツによる筋肉疲労 ③神経痛・リウマチ・関節炎・ヘルニアなどの疾患からくる痛みや凝り ④外科・整形外科で治療中で、同時期に同部位を柔道整復師に治療を受けている場合 ⑤原因不明の違和感や痛み、以前に負傷し治った箇所が自然に痛み出したもの、交通事故の後遺症の場合

◆治療を受けるときの注意事項

- 負傷の原因を正しく伝える。 ○医療機関(病院や診療所など)との重複受診はしない。
- 領収書を必ずもらう。 ○施術が長引く場合は、一度医師の診断を受ける。
- 治療の内容をよく確認し、療養費支給申請書には必ず自分で署名または押印する。

◆お願い

治療を受けるときの注意事項に気をつけていただくことが、医療費の適正化につながりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 保険課健康保険係 ☎21)0258



◆在宅医療連携拠点事業通信◆

第1回

「住み慣れた地域で暮らす、暮らしを支える」

いつまでも住み慣れた地域で暮らしたい。病気になっても、介護が必要な状態になっても、在宅での暮らしを支えるために、医師、看護師、ケアマネジャー、介護福祉士等が手を取り合って市民の生活を守る。高梁市在宅医療連携拠点事業推進協議会は、「いたわり、支えあう」という高梁市の風土を大切にしながら、専門職が力を合わせて市民が自分らしく生きることが出来る「安心安全なまちづくり」に取り組んでいます。

高梁市在宅医療連携拠点事業推進協議会について

【リレーインタビュー】吉備国際大学学生調査隊のおがわよしき小川祥希さん、たなかゆに田中由似さん(社会福祉学科1年)

第1回目の今回は、高梁市在宅医療連携拠点事業推進協議会の仲田永造会長にお話を伺ってきました。仲田会長は医師として、かつてはよく見られた往診が、近年、少なくなっていることに疑問を感じ、住み慣れた地域で暮らし続けるためには「在宅医療を広めていくこと」が大切である、と力強く話しておられました。しかし、医師の力だけで「在宅医療」を進めることはできません。住民が抱えている悩みに向き合い支えていくためには、看護師、ケアマネジャーや介護福祉士等の協力が不可欠です。また、住民の健康状態などを一元的に管理することで、必要な支援を必要とときに提供することが可能となります。それぞれの専門職が持てる力を十分に発揮するには、まとめる調整役が必要となります。その調整役として、社会福祉士に新たな期待を寄せている、とご説明くださいました。



誰もが生き生きと、そして笑顔で暮らせるまちとなることが、高梁市在宅医療連携拠点事業推進協議会の目標です。

◆次回は、同協議会副会長の草野貴史さんに協議会の具体的活動についてお聞きする予定です。

■問い合わせ 保険課連携推進係 ☎21)0304